

## 反貧困ネットワーク埼玉 緊急アンケートの回答

1 昨年末に行われた「年越し派遣村」及び、今年3月にさいたま市内で行われた「反貧困駆け込み大相談会in埼玉」についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

生活保護申請の新たな受付会場を区役所に設け、職員を増員しスムーズな申請事務を実施する、社会福祉協議会職員の応援体制のもと、緊急貸付資金の受付をスムーズに行う、など、さいたま市として出来得る対応を行った。

2 現在の貧困をめぐる状況について、どのような認識をお持ちでしょうか。

世界的な金融不安、景気後退等を受けて急激な経済環境の悪化が懸念されている中であつて、その影響を受け、地方自治体の経済状況及び市民の生活は一層厳しさを増している。

3 現在の貧困をどのような方向で解決することが望ましいとお考えでしょうか。

- (1)中小企業等の安定化を図る。
- (2)市民生活の安心・安全を確保する。
- (3)公共事業による活性化策を進める。

4 市長になったら、どのような貧困対策をお考えでしょうか。

(さいたま市緊急経済対策 主な対策)

(1)中小企業の安定化策

- ・中小企業セーフティネット資金融資制度の創設(融資枠の拡充)
- ・商店街活性化キャンペーン

(2)市民生活の安心・安全確保策

- ・定額給付金の給付
- ・緊急雇用創出基金事業(一時的な雇用・就業機会の創出)
- ・市営住宅・職員住宅を活用した住宅支援
- ・生活保護等の生活相談業務の強化
- ・公共施設等でのハローワーク緊急雇用相談窓口の開設

(3)公共事業による活性化策

- ・建設業の資金調達の円滑化
- ・生活道路整備・下水道整備事業

5 生活保護申請から開始決定まで、原則2週間の法定調査期間がありますが、その間、野宿を強いられている人が大勢います。自治体の責任において一時避難所、シェルターを設置し、申請者の居所を確保するという点について、どのようにお考えでしょうか。

さいたま市緊急経済対策において、市営住宅等の空室等を、職や住居を失った離職退職者に対して緊急避難的に提供する。

6 住むところを失った人が路上生活となることを未然に防止するための措置として、生活保護法4条3項は、住むところを失った人が路上生活となることを未然に防止するための措置として、「急迫保護」を規定していますが、その「急迫保護」について、どのようにお考えでしょうか。

生活保護の規定のなかで、現在行っている。